

## Q&A 基準緩和型訪問サービス A（以下 A 型サービス）について

H28.12.26 現在

No.	質問項目	質問内容	回答
1	人員に関する基準	市が認める研修の修了者は、事業所の掛け持ちはできるのか。	A 型サービスの指定を受けた事業所であれば可能です。
2	人員に関する基準	A 型サービスの従事者は市の研修修了者ではなく、旧ヘルパー3級保有者でもよいか。	市の研修は、旧ヘルパー3級程度の内容となっていますので、可能です。
3	人員に関する基準	本体事業所のヘルパーが A 型サービスに入った場合、訪問介護員等の常勤換算 2.5 人以上の配置基準はどうなるか。	A 型サービスに従事した勤務時間は、「常勤換算 2.5 人」に算定することができません。A 型に従事した勤務時間を、「常勤換算 2.5 人」とは別に勤務表の管理をする必要があります。
4	人員に関する基準	現行相当サービス(旧介護予防訪問介護)のヘルパーが、A 型サービスの従事者を兼務してよいか。	現行相当サービス(旧介護予防訪問介護)の基準を満たしていれば差し支えありません。 ただし、A 型サービスに従事した勤務時間は、「常勤換算 2.5 人」に算定することができません。A 型に従事した勤務時間を、「常勤換算 2.5 人」とは別に勤務表の管理をする必要があります。
5	人員に関する基準	指定申請書等に記載する常勤換算後の従事者の人数は、現行サービスと A 型サービスを合計した人数を記載してよいか。	差し支えありません。ご質問のように記載される場合、例えば常勤換算で 4.0 であれば、2.5 人は現行サービスに従事しており、国基準を満たし、残り 1.5 人で A 型サービスに従事していると判断します。

No.	質問項目	質問内容	回答
6	人員に関する基準	サービス提供責任者の配置基準は「利用者40人に1人以上」となっているが、A型サービスの利用者も含まれるのか。	<p>現行サービスのサービス提供責任者とA型サービスの訪問事業責任者は、次のどちらかで配置します。</p> <p>① 訪問介護・現行相当サービスと、A型サービスのそれぞれの基準に従って配置する。</p> <p>② 訪問介護・現行相当サービスと、A型サービスの利用者の合計数に応じて、サービス提供責任者の員数を算定し配置する。</p> <p>(例)・訪問介護利用者 50人  ・A型サービス利用者 60人</p> <p>① サービスごとに配置 サービス提供責任者:2人以上  訪問事業責任者:1人以上</p> <p>② 利用者合計(110人)に応じてサービス提供責任者を配置  サービス提供責任者:3人以上</p>
7	人員に関する基準	特定事業所加算の算定要件である、有資格者の割合や実務経験年数に、A型サービス従事者は含まれるか。	A型サービス従事者は含みません。
8	人員に関する基準	特定事業所加算の「重度要介護者等対応要件」について、A型サービスの利用者も含まれるのか。	A型サービスの利用者は含みません。

No.	質問項目	質問内容	回答
9	運営に関する基準	A型サービスの責任者は、サービス担当者会議への出席は必要か。	<p>サービス担当者会議は必要に応じて出席することとします。</p> <p>ケアマネジメントに沿ったサービスの提供、介護予防支援事業所との連携はこれまでどおり必要です。利用者、ケアマネジャー等と顔合わせや打合せがあったほうがよい、と判断される場合は、必要に応じて出席してください。また、契約及びそれに伴う重要事項説明も必要です。</p>
10	運営に関する基準	A型サービスは、訪問従事者によるアセスメント、訪問介護計画の作成は不要か。	<p>アセスメント、訪問介護計画作成、介護予防支援事業者への報告、モニタリングは必要に応じて実施することとします。</p> <p>ただし、ケアマネジメントに沿ったサービスの提供、初回訪問時の重要事項説明及び利用者の同意、サービス提供時の記録及び利用者への書面提供は従来どおり必要です。また、利用者ごとの引継手順書等を作成するなど、自立支援の方針に沿った事業所ごとのサービス向上の取り組みは、これまでどおり求められます。</p> <p>上記の取り扱いについては、居宅介護支援事業所等にも別途周知します。</p>
11	運営に関する基準	A型サービスでも、責任者の初回同行はしなくてはいけないか。	<p>初回の同行は必須ではありません。</p> <p>なお、初回加算を算定される場合は、現行の基準どおり実施すればA型サービスでも算定可能とします。</p>

No.	質問項目	質問内容	回答
12	運営に関する基準	説明資料中「対象となるケースとサービス提供の考え方」について、現行相当サービスとA型サービスの振り分けは、どこで決まるのか。	A型サービスの利用者は、「現行相当サービスが必要とされるケース」に該当しないが、「指定事業所によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」と規定します。 ケアマネジャーがケアマネジメントでA型サービスが妥当と判断したうえで、A型サービス事業所側の受入れが可能であれば、利用決定となります。
13	運営に関する基準	現行相当サービスとA型サービスの振り分け方について、何らかの指標に基づかないと何でもありになり、サービスの質の低下につながるのではないか。	A型サービスの利用者は、「現行相当サービスが必要とされるケース」に該当しないが、「指定事業所によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」と規定します。 ケアマネジメントを通じて配慮が必要と認められる利用者は、現行相当サービスを利用していただきます。
14	運営に関する基準	1人の利用者について、現行相当サービスとA型サービスを併用できるか。	A型サービスの利用者は、「現行相当サービスが必要とされるケース」に該当しないが、「指定事業所によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」と規定しており、どちらか一方の状態像となるため、併用はできません。
15	運営に関する基準	サービス提供時の体温・血圧の測定は、必須か。	必須ではありません。
16	運営に関する基準	サービス提供時の「活動記録票」、「実施記録票」等について、市で統一様式を作成されれば、サービスの無駄が省かれ、平準化されると思うがいかがか。	市で統一様式を作成する予定はありません。

No.	質問項目	質問内容	回答
17	運営に関する基準	特定事業所加算の算定要件である、利用者に関する情報、留意事項の伝達又は従事者の技術指導を目的とした会議は必要か。	A型サービスの利用者は含みません。 なお、自立支援の方針に沿った事業所ごとのサービス向上の取り組みは、これまでどおり必要です。訪問従事者のスキルアップに必要と認められれば、適宜実施してください。
18	運営に関する基準	特定事業所加算の算定要件である、サービス提供前の責任者からの指示と、サービス提供後の従事者からの報告の記録は必要か。	A型サービスの利用者は含みません。
19			